

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	山出地区 (山出)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月27日、令和7年1月28日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・区域内の農地のほとんどが水田で、米、麦、大豆を主体とした土地利用型農業が行われている。
・平地であることで地形的に耕作しやすい環境にあり、後継者不足については、農事組合法人やまいでが地域の担い手となって、耕作者のいない農地の受け皿となることで対応している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田地帯については、担い手である農事組合法人を中心に米・麦・大豆の栽培が行われている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集積については農事組合法人を中心に行っていくが、後継者不足についても課題であるので、新規就農者や入り作農業者など、農地の受け皿となる担い手の確保についても併せて取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、目標地図に沿った農地の集積、集約化を進める。農地バンクの機能を活用し、新たな受け手へ集積もスムーズにいくよう、機構と調整を図りながら取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
S38～40 第1次農業構造改善事業 区画整理 実施済。 S59～61 団体営山出地区かんがい排水対策事業 かんがい排水の整備 実施済。 H1～2 新農業構造改善事業 用排水の整備 実施済。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田地帯については、米・麦・大豆が主要作物であるが、今後は、新規就農者や入り作農業者の確保についても取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦多面的機能支払事業(山出資源保全会)の取り組みについても継続し、農地の保管に努める。				